

藤枝市優良田園住宅建設計画の認定手続等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号。以下「法」という。）第4条第1項、第3項、第6項及び第7項の規定による優良田園住宅建設計画の認定等の手続並びに当該認定を受けた優良田園住宅建設計画に係る建設工事が完了したときの手続について必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 法第4条第1項に規定する認定の申請をする者は、優良田園住宅建設計画認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

- (1) 優良田園住宅建設計画（第2号様式）
- (2) 計画区域の位置図（縮尺25,000分の1以上）
- (3) 計画区域の区域図（縮尺5,000分の1以上）
- (4) 計画区域の公図写
- (5) 計画区域の土地登記事項証明書
- (6) 計画区域の全体求積図
- (7) 計画区域の現況写真
- (8) 周辺の土地利用状況図（公共施設の整備状況を含む。）（縮尺2,500分の1以上）
- (9) 計画区域内の土地利用計画図（公共施設の整備計画を含む。計画区域に建設しようとする住宅の用に供する土地以外の土地を含む場合に限る。）（縮尺1,000分の1以上）
- (10) 計画区域内に建設予定の住宅の配置図（縮尺500分の1以上）
- (11) 計画区域内に建設予定の住宅の平面図（各階）、立面図（2面以上）（縮尺200分の1以上）
- (12) 工程表
- (13) 土地所有者の同意書
- (14) 隣接住民説明報告書
- (15) 50戸連たん現況図
- (16) 一定規模以上の災害が発生するおそれのある土地を含まない区域であることが確認できる図面
- (17) 北部エリアにあってはバス停留所等の乗降場所まで、南部エリアにあっては藤枝市大洲地区交流センターまでの距離が確認できる図面

(18) 屋根材及び外壁材のマンセル値が確認できる図書

(19) その他市長が必要と認める図書

(建設計画の認定等)

第3条 法第4条第3項の規定による認定は、優良田園住宅建設計画認定書（第3号様式）を交付するものとする。

2 法第4条第1項の規定による認定の申請が、同条第3項に掲げる要件に適合しないときは、優良田園住宅建設計画不承認通知書（第4号様式）を交付するものとする。

(建設計画の変更等)

第4条 法第4条第6項の規定による優良田園住宅建設計画の変更の認定に係る申請をする者は、第2条に規定する図書を添えて優良田園住宅建設計画変更認定申請書（第5号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請について変更の認定をするときは、優良田園住宅建設計画変更認定書（第6号様式。当該申請が法第4条第3項に掲げる要件に適合しない場合にあつては優良田園住宅建設計画不承認通知書（第7号様式））を交付するものとする。

(完了報告)

第5条 法第4条第3項の規定による認定及び同条第6項の規定による変更の認定を受けた者が、当該認定に係る建設工事を完了したときは、速やかに優良田園住宅建設完了報告書（第8号様式）に、次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の写し

(2) 優良田園住宅建設完了後の写真

(手続の特例)

第6条 この要綱で規定する手続は、電子情報処理組織（藤枝市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年藤枝市条例第22号）第3条に規定するものをいう。）の使用をもって代えることができる。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示施行の際、現にこの告示による改正前の藤枝市優良田園住宅建設計画の認定手続き等に関する事務取扱要綱の規定により作成し、使用された様式は、この告示による改正後の藤枝市優良田園住宅建設計画の認定手続き等に関する事務取扱要綱の規定により作成し、使用された様式とみなす。